



岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 確定闘争はじまる ●「休暇、勤務時間、労安に関する調査」報告 ●教員採用試験結果 ●さようなら原発さようなら戦争全国集会
- 東北ブロック母と女性教職員の会宮城県集会開催 ●千葉進県議、小西和子県議県議会本会議、商工文教委員会で質問
- 11月の予定 ●喜怒哀楽 ●教職員のワークルールクイズ

確定闘争はじまる —労働条件の改善をめざして—

岩手県人事委員会は10月13日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行いました。

【勧告内容】

- ① 月例給：較差0.15%・537円（民間361,676円、県361,139円）に基づく給料改定
若年層に重点配分（最大1,000円）し、中高年齢層は一律400円の改定とする。
- ② 一時金：較差0.03月（民間4.33月、県4.30月）に基づき0.05月引上げ
（勤勉手当に配分）
※再任用職員：0.05月引上げ（2.25月⇒2.30月。勤勉手当に配分）

10月23日、岩手県地方公務員共闘会議（地公共闘）は、2017確定闘争における知事あて要求書を人事課長に提出し、交渉を行いました。主な回答は以下のとおりです。

- ・給与改定…「改正給与法案の国会提出時期が明らかになっていない。例年とは異なる状況であることを踏まえ、国の動向を慎重に見極める」との回答にとどまったことから、越年となれば職員の勤務意欲失墜につながるとし、早期改定を求めました。
- ・退職手当…「国において引下げを行う方針について、衆議院の解散もあり改正法の具体的な内容や国会の提出時期が見通せていない」とし、「国の状況等を踏まえ検討」と国準拠の姿勢をにじませました。
- ・諸手当改善…県人勧事項であることを示しつつ、通勤手当に関し「遠距離通勤者の負担軽減とあわせて、どういう対応ができるか人事委員会と意見交換し、検討」との姿勢にとどまりました。

高教組は地公共闘とともに、給与改定・差額支給の年内実施、継続課題の改善に向けて交渉を強化します。「退職手当引下げ阻止」についても確定期のとりくみです。

11月1日「総決起集会・交渉支援県庁座り込み」に向け、「知事あて大型ハガキ」「退職手当引下げ阻止イエローカード」のとりくみをお願いします。



10月2日交渉支援座り込み行動